議案第１２８号

霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年霧島市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第７条中「第６条の２第５項」を「第６条の２第７項」に改める。

別表中

「

210 円
180 円
130 円
170 円
150 円
260 円
170 円

」を

「

280 円
240 円
180 円
200 円
180 円
350 円
230 円

」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第７条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、指定袋の額の見直しを行うこと等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。